国外からの転入届について

日本国外に移住してから、帰国後、住民登録を行うには、住民異動届（転入届）が必要です。

なお、一時帰国など、日本での滞在期間が短期間（目安は１年未満）であれば、必要ありません。

■届出人　　住民登録をする人（本人）

■届出期間　住み始めた日から１４日以内

■持ってくるもの　　詳しくは転入先市区町村にお問い合わせ下さい。

①パスポート

パスポートに押印された入国日（帰国日）のスタンプを確認します。

※注意

空港の自動化ゲートを利用されると押印されませんので、自動化ゲート通過時に空港職員に入国日のスタンプを申し出てください。

もし、入国日スタンプがない場合は、飛行機の搭乗券の半券など、入国日の確認できるものをパスポートと一緒に持ってきてください。

②マイナンバーカード・通知カード

国外移住前に所持していた通知カード又はマイナンバーカードは使用できません。日本に再び住民登録をされると、再発行をすることができるようになります。

国外転出時または国外転入時に通知カード又はマイナンバーカードを返納した方が再発行する場合は手数料が無料になります。

※返納がない場合は再発行手数料が発生します。

③戸籍謄本（氏名変更等がある場合のみ）

国外移住しているときに、婚姻等でパスポートの記載内容（氏名・性別・生年月日）に変更があった場合は、戸籍謄本で変更内容を確認します。

【お問い合わせ先】　佐賀市役所　本庁　市民生活課

TEL:０９５２－４０－７０８１（直通）

佐賀県佐賀市　2019.1